

相談者（Aさん） 前回お話し頂いたように、大津中二いじめ自殺事件がきっかけとなって、「いじめ防止対策推進法」（以下「推進法」といいます）が制定されたことになるのですね。

弁護士 この推進法は、平成二五年六月二八日に公布されました。大津中二事件に代表されるようないじめによる自殺事件が大きく報道され、こうした悲劇を繰り返さないという強い思いから、いじめを定義し、防止に向けた国や自治体、学校などの責務を明確化した法律です。

Aさん 推進法において、いじめはどのように定義づけられたのですか。

弁護士 二条はいじめを次のように定義しています。「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

Aさん この定義付けのポイントはどこにあるのですか。

弁護士 「児童等が心身の苦痛を感じているもの」というように被害者の主観面を要件にした点がポイントです。被害者の立場に立っていじめ問題を考えるという視点を打ち出し

法律に強くなる!

連載【まちづくりの法律相談】

第85回

学校における「いじめ問題」の法的考察 3

たものと評価されています。

Aさん 心理的又は物理的な影響を与える行為というように、心理的なものが先に記載されているのはどうしてですか。

弁護士 殴る蹴るといった暴力を伴ういじめは古典的に従来からあったわけですが、仲間はずれや集団による無視といった陰湿ともい

うべき心理的ないじめがむしろ増えてきて問題視されています。嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせられたりするというこどもしばしば見られます。もつとも、こうした心理的ないじめの陰には暴力的ないじめがあり、両者が相乗的に作用していると考えられます。

Aさん インターネットを通じたいじめというのも現代的ですね。

弁護士 携帯電話やスマートフォンは通信技術の発達とともに社会や人間関係を大きく変えました。そしてそれが児童の間でも、いじめのツールとしての大きな意味を持つようになったのです。ラインやツイッターといったSNSは文章や写真を拡散できる機能を有していますが、これらを使用して誹謗中傷を拡散するといった形や、SNSから排除して仲間はずれにするいじめが目立ちます。推進法一九条はこの新しい形のいじめを重く見て、行政や学校がきちんと対応できることを要請しています。

Aさん 推進法はいじめをどのようにして防止しようとしているのかを教えてください。

弁護士 まずは、いじめ防止基本方針の策定をあげることができます。推進法 一条から一三条にかけては、国、地方自治体、学校のそれぞれに対して、いじめ防止基本方針を定めることを求めています。国や地方自治体の

策定する基本方針は一般的なものを網羅的に定める例が多いのですが、学校の策定するものは、その実情に応じた具体的なものが求められます。例えば、宮城県は平成二五年一二月にいじめ防止基本方針を策定しました。ここでは、推進法のいじめの定義を前提として、いじめを理解することから始めるとして、いじめの防止に関する基本的考え方として次の五点をあげています。①いじめの防止、②いじめの早期発見、③いじめへの対処、④地域や家庭との連携、⑤関係機関との連携。

Aさん そうした基本理念を定めることはとても大切だと思いますが、現実にいじめに対応する組織作り等はどうなっているのでしょうか。

弁護士 推進法は、基本理念を定めるだけでなく、いじめを防止する組織についても定めています。その一つが、地方自治体に置かれるいじめ問題対策連絡協議会です（一四条一項）。これはいじめの防止等を学校だけに担わせるのはやはり限界であるとの認識から、児童相談所、法務局、警察、その他の関係者により構成される協議会を置くことにしたのです。その他の関係者には弁護士も含まれると考えられています。これらの関係機関が、福祉、人権、刑事といったそれぞれの立場からいじめ問題について連携して複合的な対応をすることが目的です。二つ目は教育委員会



に設置される第三者機関です（一四条三項）。この第三者機関は、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止の対策等を審議するほか、現実のいじめ事案についても、調査や調整を行うことが期待されています。三つ目は各学校に設置されるいじめ防止等対策組織です（二二条）。これは学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うためのものです。この組織は、当該学校の複数の教員という内部の人材だけでなく、心理、福祉等に関す

る専門的な知識を有する外部の人材もメンバーに加えることが想定されています。

Aさん 今のお話だと、地方自治体と教育委員会と学校に、それぞれいじめ防止の組織を置くということですね。まずは、現場である学校での外部の心理、福祉等に関する人材というのは具体的にはどのような方になりますか。

弁護士 児童の臨床心理に関して専門的な知識を有しているスクールカウンセラーや児童一人一人のニーズに応じて支援を行う社会福祉分野において援助するスクールソーシャルワーカー等が予定されています。また、児童福祉や学校問題に精通している弁護士も適任でしょう。

Aさん 教育委員会に設置される第三者委員会の第三者はどのようにして選任されるのですか。

弁護士 いじめを受けた児童等や保護者の意見にも配慮して、公平性・中立性が確保されるような専門的知見を有する人材を選任するわけですので、大学や弁護士会などに推薦依頼する例も多いようです。

◎執筆者 佐藤 裕一（さとう ゆういち）

弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員